



監督署の窓

光明寺村女工焼死事件 —もうひとつの女工哀史—

明治33（1900）年
1月23日、愛知県葉栗郡
光明寺村字本郷（現在の
一宮市）にある織物工場
で多くの女工の命を奪う
火災が起きたことを皆さ
んはご存じでしょうか。
機織業の盛んなこの
地方では、当時、男性
が忍び込むことのない
よう寄宿舎の窓に鉄棒
をはめておくことがあ
ったようです。この織
物工場では、機織場兼
炊事場の二階に二間の
部屋があり、そこには
四十九名の機織工の女

性が寄宿していました。

寒い冬の夜、午前三時頃、機織場一階で煙り始めた炎は、女工たちが眠る二階へと燃え移り、さらには屋根をも舐めつくし、とうとう建物を焼き払ってしまいました。ようやく鎮火したのは午前六時頃とのことです。この火災により、13歳から25歳までの女工三十一名が焼死、尊い命が奪われてしまいました。

女工らが火事と気づいたときには、一階はずでに火の海となり、梯子を降りることもままならず、かといって窓の鉄棒を外す力もなく、さながら阿鼻叫喚地獄のようであったと当時の新聞は伝えて



吊魂碑（西尾市）

います。旧正月を前に、女工たちは一生懸命働き貯めたお金で帰郷のためのみやげを用意してしました。その「命より大事な故郷への荷物を捨てられない」と狼狽するうちに煙に巻かれてしまったとも伝えていきます。

この事件を機に、その三ヵ月後の明治33年4月23日、愛知県は「工場及寄宿舎取締規則」を發布し、寄宿舎に避難階段を設け、消防器具などの設



織姫の碑（光明寺墓苑）

備を置くなど事業主が守るべき規定を明らかにしました。現在の「労働基準法、同事業場附属寄宿舎規則及び労働安全衛生法」にあたるものでしょうか。工場法制定以前は、全国的に統一された法律や規則はなく、各府県ごとに警察が工場に関する行政上の取締りをしていました。

犠牲となった女工のほとんどが愛知県三河地方の出身者でした。現在の愛知県西尾市及びその近郊の町です。

この年七月、事件に心痛めた葉栗郡の有力者が発起人となり、犠牲者の出身地である幡豆郡（現在の西尾市葵町）に吊魂碑（ちようこんび）を建立しました。この碑は、現在も住宅街の一角に残り、今でも近所の方々が女工たちの心を慰めるため献花をされているようです。

また、現在、光明寺墓苑（一宮市）の一角

には、亡くなった女工たちの墓が人知れず寄り添うように建っています。過去、墓苑の整備が行われた時、誰のものとも分からぬ小さな墓石が多数見つかり、これらが女工たちのものと判明、織姫の碑とともに現在のとこ



ろに改めて置かれたとか。なお、労働基準法の前身である工場法が制定されたのは11年後の明治44年のこと、実施されたのは16年後の大正5年のことでした。

メモ：前記の愛知県「工場及寄宿舎取締規則」では、工場及び寄宿舎の設置届、これらの避難設備、寄宿舎の寝室の広さ、工場医（現在の産業医に当たるものと思えます）の選任と報告、健康診断の実施などを定めています。

参考文献…「新編一宮市史本文編（塩澤君夫氏執筆部分）」、「同市史資料編（扶桑新聞記事）」